

# 狭山市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	(R5.1.1現在) 149,360	千円 51,116,900	千円 2,205,036	千円 7,989,185	% 15.6%	% 14.7%

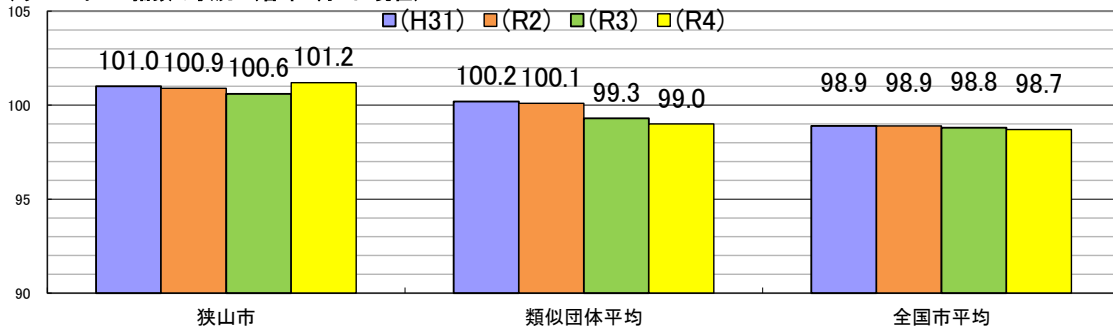
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費			
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)
令和4年度	人 797	千円 2,903,305	千円 847,668	千円 1,255,952	千円 5,006,925

(参考)一人当たり給与費(B/A)	(参考)類似団体平均一人当たり給与費Ⅱ-3
千円 6,282	千円 ※

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③高齢層の昇給停止を行っていないため。適正な給与水準について検討する。

### (4) 給与改定の状況について

#### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和4年度	— 円	— 円	— 円 ( ) %	— %	— %	— %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

#### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(実施時期)	H28.4.1
(内 容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%、最大4.5%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)	国基準12%に対し、当市においても12%を支給。
(実施時期)	平成28年4月1日より実施。ただし、段階的に支給割合を上げることとし、平成28年度は10.5%、平成29年度は11%。(参考)

	31年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合
国基準による 支給割合	12%	12%	12%
狭山市の 支給割合	12%	12%	12%

③その他見直し内容

平成31年度に持ち家手当の廃止
-----------------

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
狭山市	41.3歳	310,900円	422,700円	378,886円
埼玉県	※	※	※	※
国	※	※	※	—
類似団体	※	※	※	※

②技能労務職

区分	公務員					備考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	
狭山市	57.7歳	23人	328,800円	389,000円	377,957円	令和5年4月1日現在
うち清掃職員	58.0歳	11人	321,300円	379,973円	372,200円	令和5年4月1日現在
うち学校給食員	—	—	—	—	—	—
うち自動車運転手	58.1歳	2人	302,200円	393,750円	342,150円	令和5年4月1日現在
埼玉県	※	※	※	※	※	令和5年4月1日現在
国	※	※	※	※	—	令和5年4月1日現在
類似団体	※	※	※	※	※	令和5年4月1日現在

区分	民間(埼玉県内)			参考 A/B
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
清掃職員	廃棄物処理業従業員	※	※	※
学校給食員	飲食物調理従事者	※	※	※
自動車運転手	乗用自動車運転者	※	※	※

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	清掃職員	6,243,776円	※
学校給食員	—	—	—
自動車運転手	6,762,500円	※	※

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
市幼稚園教諭	51.2歳	376,800円	458,525円
市その他教育職	47.1歳	393,000円	525,585円
埼玉県	※	※	※
類似団体	※	※	※

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出しています。

(2)職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	狭山市	県	国
一般	大学卒 191,700円	191,700円	185,200円
行政職	高校卒 164,100円	158,900円	154,600円
技能	大学卒 -	-	-
労務職	高校卒 -	-	-

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

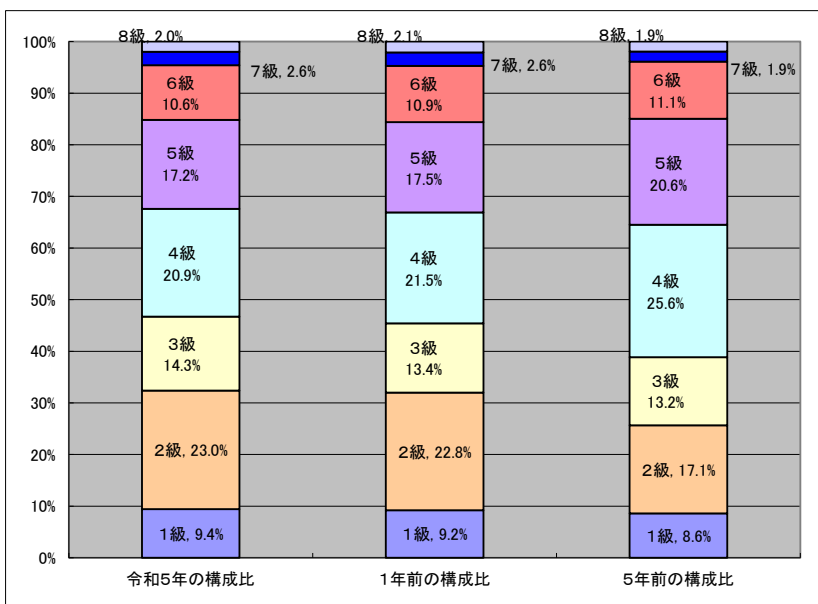
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般	大学卒 261,692円	356,200円	383,250円	406,167円
行政職	高校卒 233,000円	-	-	388,714円
技能	高校卒 -	-	-	368,300円
労務職	中学卒 -	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

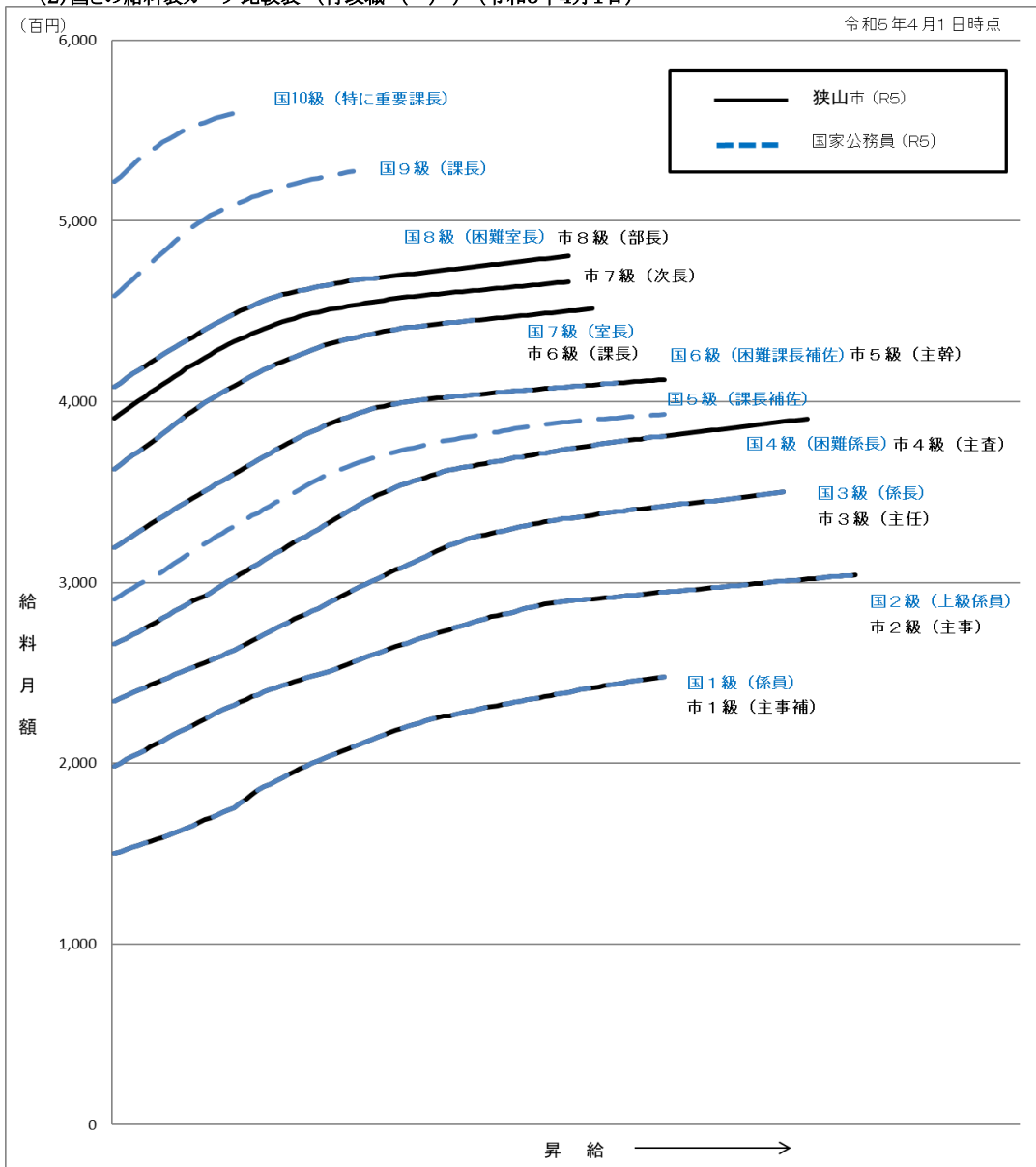
(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補 技師補	51 人	9.4 %	150,100 円	247,600 円
2級	主事 技師	124 人	23.0 %	198,500 円	304,200 円
3級	主任	77 人	14.3 %	234,400 円	350,000 円
4級	主査	113 人	20.9 %	266,000 円	390,600 円
5級	主幹	93 人	17.2 %	319,200 円	412,200 円
6級	課長	57 人	10.6 %	362,900 円	451,400 円
7級	次長	14 人	2.6 %	391,100 円	466,400 円
8級	部長	11 人	2.0 %	408,100 円	480,600 円

(注) 1 狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況(狭山市)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員		
イ. 人事評価を実施している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施しない	○		○		
活用予定時期	令和6年1月1日		令和6年1月1日		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

狭山市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額 1,534千円		1人当たり平均支給額 ※		-	
(支給割合) 期末手当 2.4月分 (1.35)月分		(支給割合) 期末手当 ※ 月分 ※ 月分		(支給割合) 期末手当 ※ 月分 ※ 月分	
勤勉手当 2.0月分 (0.95)月分		勤勉手当 ※ 月分 ※ 月分		勤勉手当 ※ 月分 ※ 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ※ % ・管理職加算 ※ %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ※ % ・管理職加算 ※ %	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）（狭山市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある支給率	支給可能な成績率	支給実績がある支給率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施しない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

狭山市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	※ 月分	※ 月分
〃 25年	28.0395月分	33.270750月分	〃 25年	※ 月分	※ 月分
〃 35年	39.7575月分	47.709000月分	〃 35年	※ 月分	※ 月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	※ 月分	※ 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%加算)			※		
一人当たり平均支給額	3,256千円	21,784千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		352,180千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		441,882円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
狭山市	12%	803人	12%

(4)特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		1,267千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		30,902円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		4.9%
手当の種類(手当数)		11
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給単価
税務事務手当	出張して市税の徴収業務に従事した職員 出張して市税の滞納処分に従事した職員	日額 200円 1件 300円
防疫作業手当	感染症の病原体に汚染されている疑いがある物件の処理に従事した職員	日額 300円
行路病人等取扱手当	行路病人の救護又は収容の業務に従事した職員 死亡人の処置作業に直接従事した職員	1件 1,000円 1件 2,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務し、措置を要する者等の家庭を訪問し、その業務に従事した現業を行う職員	日額 300円
動物死体処理手当	動物の死体を処理した職員	1件 450円
ダイオキシン類ばく露作業手当	廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設の検査、保守点検等の業務に従事した職員	日額 300円
農業散布手当	直接農薬を取り扱い、病虫害防除又は除草の業務に従事した職員	日額 300円
廃棄物処理施設技術管理者業務手当	廃棄物処理施設に勤務する職員のうち、当該業務に従事した技術管理者又は電気主任技術者に選任された職員	日額 150円
災害出動手当	初動体制中、災害が発生、又は発生するおそれのある現地において災害対策業務に従事した職員	日額 300円
	警戒体制又は非常態勢中、災害対策業務に従事した職員	日額 1,000円
	初動体制中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員	日額 300円
	警戒体制又は非常態勢中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員	日額 500円
災害応急対策等派遣手当	国または他の地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外の地域に派遣され、異常な自然現象、大規模な事故による重大な災害の応急対策、復旧等の支援業務に従事した職員	日額 1,000円
建築主事手当	建築物の建築等の確認及び検査に関する業務に従事した職員	月額 5,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和4年度)	176,460千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	312,319円
支給実績(令和3年度)	169,747千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	297,802円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 (職務の級が8級である場合 3,500円) ②子 10,000円 ③満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円 加算	同	—	58,093千円	214,365円
住居手当	借家・借間 ⇒ 家賃額に応じて28,000円を限度として支給	同	—	55,303千円	310,691円
通勤手当	①交通機関(鉄道・バス等)利用者 ⇒ 6ヶ月定期券の額に基づいて一括支給 ②交通用具(自家用車等)利用者 ⇒ 通勤距離に応じて支給 片道2km未満 0円 片道5km未満 4,000円 片道5km以上10km未満 6,100円 片道10km以上15km未満 8,500円 片道15km以上20km未満 10,900円 片道20km以上25km未満 13,300円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上 24,400円 ※自転車・オートバイ利用者は、2,000円を減額しています	異	支給単価	47,549千円	72,594円
管理職手当	①8級 ⇒ 72,000円 ②7級 ⇒ 61,000円 ③6級 ⇒ 52,000円 ④5級 ⇒ 41,000円・39,000円	異	支給額	125,964千円	542,948円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	970,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	815,000円	※	※
	教 育 長	750,000円	※	※
報 酬	議 長	510,000円	※	※
	副 議 長	460,000円	※	※
	議 員	440,000円	※	※
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(令和5年度支給割合) 4.3月分		
	議 長 副 議 長 常任・議会運営委員長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.3月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(算定方式) 給料月額(円)×在職月数×0.4025 給料月額(円)×在職月数×0.2415 給料月額(円)×在職月数×0.23	(1期の手当額) 18,740,400円 9,447,480円 6,210,000円	(支給時期) 任期満了時 任期満了時 任期満了時
	備 考			

- (注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。  
 うち教育長については1期(3年=36月)で計算しています。

6 職員数の状況

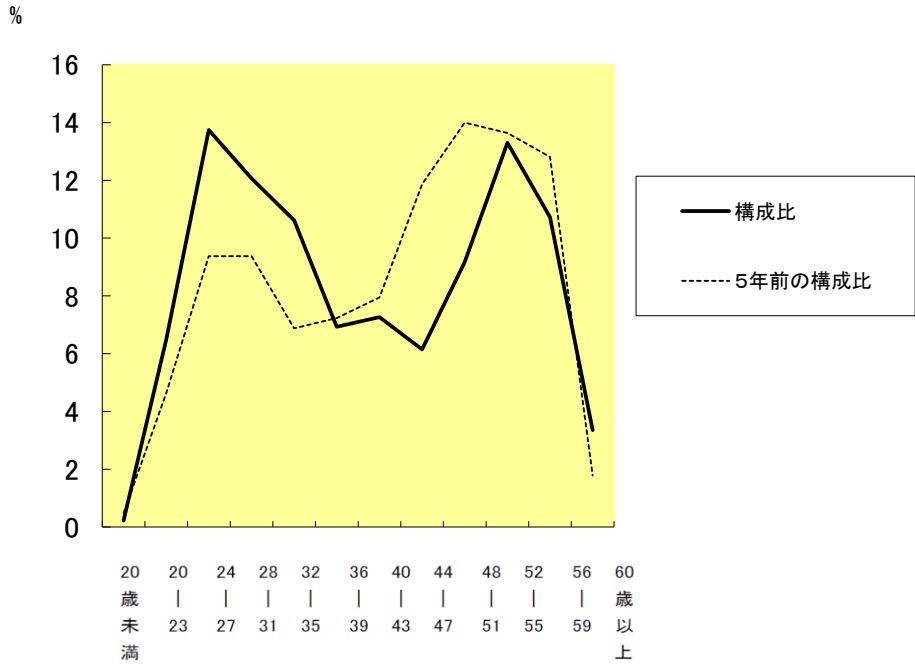
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議 会	8	8	0	
	一 般 行 政 部 門				
	総 務	195	199	4	事務量の増加
	税 務	49	50	1	事務量の増加
	民 生	246	247	1	再任用の区分変更
	衛 生	74	74	0	
	労 働	8	6	△2	担当事務の調整
	農林水産	13	13	0	
	商 工	7	8	1	担当事務の調整
	土 木	93	92	△1	事務の見直し
	計	693	697	4	
教 育 部 門	103	105	2	事務量の増加	
消 防 部 門	1	1	0		
小 計	797	803	6		
公 営 企 業 等 部 門	水 道	25	27	2	担当事務の調整
	下 水 道	21	19	△2	担当事務の調整
	そ の 他	43	46	3	事務量の増加
	小 計	89	92	3	
合 計	886	895	9		
		[972]	[972]	[0]	

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数です。短時間再任用職員は含みません。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	58人	123人	108人	95人	62人	65人	55人	82人	119人	96人	30人	895人

(3) 職員数の推移

部門	年度							過去5年間の増減数(率)	
	30年	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減数	率	
一般行政	649	661	676	691	693	697	48	(7.4%)	
教育	101	104	107	105	103	105	4	(4.0%)	
消防	1	1	1	1	1	1	0	(0.0%)	
普通会計計	751	766	784	797	797	803	52	(6.9%)	
公営企業等会計計	92	93	94	93	89	92	0	(0.0%)	
総合計	843	843	859	878	890	895	52	(6.2%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。